

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市波の上ビーチ広場 利用料金の免除		
根拠法令及び条項	那覇市波の上ビーチ広場条例 第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第  号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第  号に該当)		
<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙1のとおり			
審査基準 設定年月日	平成17年9月30日 (那覇市波の上ビーチ広場条例)	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 3日 )		
標準処理期間 設定年月日	平成17年9月30日 (那覇市波の上ビーチ広場条例)	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 1

那覇市波の上ビーチ広場条例 第10条

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による市内の学校(幼稚園を含む。)又は保育所等が教育上又は保育上の目的で上広場、中広場及び芝生広場を利用する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために上広場、中広場及び芝生広場を利用する場合
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める場合